



# 個人情報保護法の改正と 地方自治体への影響

情報公開クリアリングハウス  
三木由希子

# これまで自治体に提示されているもの

- 改正個人情報保護法の個別条文に関する解説
- 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイドライン
- 個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）
- 個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ**
  - 個人情報保護法施行条例
  - 個人情報保護審査会条例
  - 情報公開条例（改正例）

# 位置づけ

- 国から自治体には「技術的助言」が行われ、法的拘束力のある指示等ではない
- ただし、「事務対応ガイド」で、「本事務対応ガイドの中で、『しなければならない』、『してはならない』及び『許容されない』と記述している事項については、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある」としている。

# 位置づけ

- 条例による上乗せ（規制強化など）、横出し（法が定めていない規制など）ができる範囲は、規制に係る部分は自治体としてできると法が定めた範囲で基本的には許容としている
  - 「個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定める」という制度趣旨による事実上の制約がある
  - 許容されているのは
    - 個人情報事務取扱登録と個人情報ファイル簿の並存
    - 要配慮個人情報の定義の追加
    - 開示請求等の手続・手数料
    - 情報公開条例の不開示規定と関連した規定の整備
    - 審議会を設置 など

# 自治体での法施行準備 に向けた条例関係の対応で 注意してほしい点



# 個人情報定義の変更

改正法は「生存する個人に関する情報」と個人情報の範囲を限定

自治体条例では生存するか否かを問わない規定になっていることが多い



# 死者の個人情報については…

法では、「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っているところ、「個人情報」の定義の統一は、令和3年改正法の目的である個人情報保護法制に係る全国ルールの統一の根幹をなすものであり、これに反して死者に関する情報を条例で「個人情報」に含めることはできない。

ただし、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当する（ガイドライン4-2-1（個人情報）を参照のこと。）。また、この場合には、当該情報は、開示等請求の対象となる。

「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイドライン」

# 何が問題か？

- 法は、個人情報の中に遺族の情報が含まれている場合は遺族に関する個人情報として開示請求を認める
- 死者の情報も個人情報の定義に含める自治体の場合
  - 狭い場合でも債務・債権などの相続や遺族の権利行使に係る場合は遺族からの開示請求も可能
  - 広い場合、直系尊属卑属などからの開示請求を認めている
  - 例えば、いじめ自殺事件に関して調査に関する個人情報の遺族からの本人開示請求、噴火に巻き込まれた故人からの119番通報録音データの遺族からの開示請求、支援から漏れたことで事件化した福祉案件の遺族からの開示請求などはこれからできなくなる



# 死者の「個人情報」への遺族からのアクセスをどう保障するか？

- 個人情報保護法とその施行条例では対応ができない
  - 生存する個人に関する個人情報であれば、開示請求権の対象ではなくても、本人に対する個人情報の外部提供で対応できるが、「個人情報」に該当しないので法令上の根拠なし
- 選択肢としては
  - 別に条例を制定して、「個人情報」とは別の定義を設けて開示請求等を認める仕組みを作る
  - 任意の申し出により対応ができる内部ルールを作る（この場合、法的救済制度がないため完全な行政裁量で開示が決まってしまう）

# 個人情報取扱事務登録と 個人情報ファイル

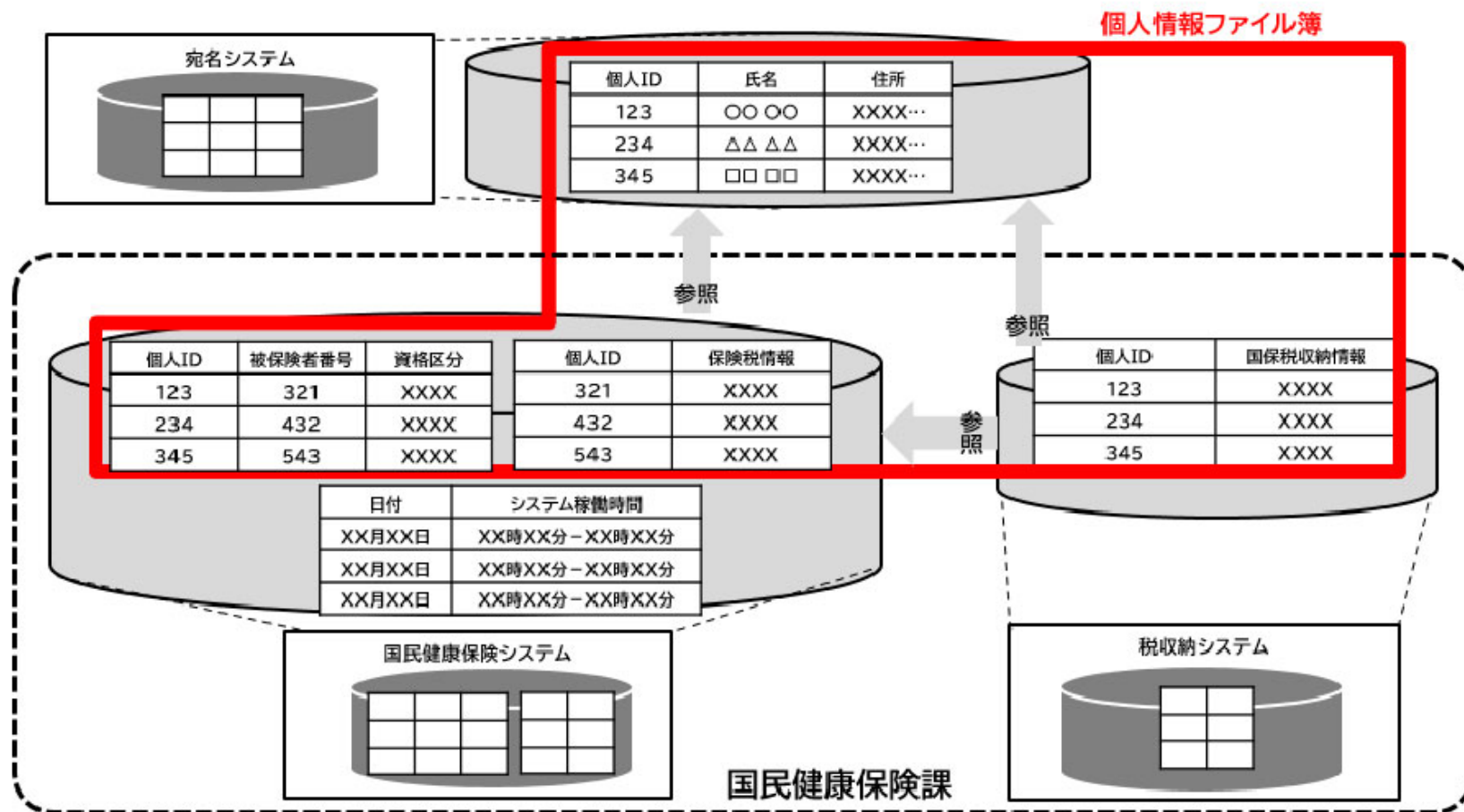
特定非営利活動法人



情報公開クリアリングハウス

# 個人情報ファイル

「個人情報の保護に関する法律についての  
事務対応ガイドライン」



「国民健康保険業務という一定の事務の目的の達成のために必要な情報であり、かつ、検索できるように体系的に構成」

# 個人情報取扱事務登録

## さいたま市個人情報 取扱事務目録

令和4年 5月 1日

事務の名称	実施機関 部・担当課	開始日 停止予定日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						目的外 利用	外部 提供	
					一般的取扱情報					要配慮			
					基本	履歴	経済	心身	生活				
保健事業	市長 保健福祉局 福祉部 国民健康保険課	平成13年5月1日	国民健康保険被保険者の健康の保持増進を図り、疾病予防に資するために行う事業、特定検診診査、国民人間ドック、国民検診診査、特定取組指導等が、必要に応じて、健康診断結果、保健指導等を関係機関に提供し、情報の共有を図ることで疾病の早期発見に努める。	国民健康保険被保険者 及びその関係者	○	○	○	○	○	○		○	
国民健康保険運営協議 会運営事務	市長 保健福祉局 福祉部 国民健康保険課	平成13年5月1日	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を協議するために、国民健康保険法の規定に基づき設置する市長の諮問機関	国民健康保険運営協議 会委員	○	○	○		○				
保険給付事務	市長 保健福祉局 福祉部 国民健康保険課	平成13年5月1日	国民健康保険被保険者が疾病、負傷について、医師・歯科医師の診察等を受けた場合、また出産及び死亡に關しての保険給付事務	国民健康保険被保険者	○			○	○			○	○
国民健康保険税の賦課 事務	市長 保健福祉局 福祉部 国民健康保険課	平成13年5月1日	当該年度において必要とされる国民健康保険事業に要する費用に充てるため国民健康保険税を被保険者に課する。世帯ごとに被保険者の人数及び所得を把握し、算定式に当てはめ賦課する。	国民健康保険被保険者 資格を有する者のいる 世帯主	○	○	○	○	○	○			
国保の加入、脱退、資 格の変更及び特例事務	市長 保健福祉局 福祉部 国民健康保険課	平成13年5月1日	窓口での国民健康保険の加入、脱退等の異動受け、及び受けの内容に基づいた資格の入力事務	国民健康保険被保険者 資格を有する者	○	○	○		○			○	○
国民健康保険被保険者 証の作成・交付事務	市長 保健福祉局 福祉部 国民健康保険課	平成13年5月1日	国民健康保険加入世帯ごとに電算入力し、被保険者証を打ち出し、被保険者に交付する。	国民健康保険被保険者 資格を有する者	○	○		○	○	○			○

# 個人情報取扱事務登録と個人情報ファイル

- 個人情報ファイルとは「「一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」（法60条2項1号）
- ファイルと事務の単位が一致している場合と、ファイルを複数の事務で利用して一つのファイルが構成されている場合がある
- 個人情報ファイル簿の作成は義務、事務登録を残すことは法で認めている（法75条5項）

# 並存するか？

- 個人情報取扱事務登録と個人情報ファイルは単位が異なるため、両方作る必要が出てくる
- 並存させた場合、相互の関係性を管理する必要が出てくる
- したがって、両方の仕組みを併存させることは行政コスト増
- 個人情報ファイル簿に集約される可能性が高い

# 個人情報ファイル簿で気を付けたいこと

- 個人情報取扱事務登録は事務単位での個人情報の取扱いであるため、個人情報の取扱いの透明性（情報公開度）は高い⇔個人情報ファイルの単位だと事務の単位での個人情報の取扱いは可視化されにくい（透明性のレベルの低下）
- 個人情報取扱事務登録は、個人情報を取り扱う事務であれば登録するので、実際に含まれる個人情報の人数によって実施は左右されない⇔1000人以上の個人情報を含むファイルについてのみ作成義務

# 個人情報ファイル簿で気を付けたいこと

- 個人情報取扱事務登録で確保されていた透明性（情報公開度）を維持するための方法として、個人情報ファイル簿を利用して行われる事務の単位での利用目的・取り扱う個人情報の範囲を登録する必要がある⇒結局、併存させることが最も効果的
- 個人情報ファイルに含まれる個人情報の数が1000人未満でも個人情報ファイル簿の作成は妨げられない（個人情報の保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編））ので、1000人以下でも作成する



# 個人情報ファイルの事前届け出制がない

- 改正法は、個人情報ファイルを新たに作成する場合は、事前に個人情報保護委員会に届け出ることを「**行政機関**」に義務づけ⇒自治体は含まれていない
- 個人情報取扱事務登録では、事務を開始する場合は事前に首長に届け出る仕組み、審議会等に報告する仕組みを設けている⇒改正法では手当されないので、条例で定めなければ事前届け出のない仕組みになる

# 口頭での開示請求

- 入試や採用試験、資格試験の結果（点数）などを口頭で開示を求めてその場で開示を受ける仕組みを導入している条例がある
- 改正法では、口頭開示請求は「許容されない」
- 対処方法としては、原則禁止とされている目的外での外部提供の例外として、「本人同意又は本人への提供」の場合は可とする規定があるので、それを適用して行うことはできる。条例に明示するか、運用レベルの徹底化いずれかが必要

# 開示請求と訂正請求・利用停止請求の関係

- 改正法は、本人開示請求により開示された個人情報についてのみ、訂正請求・利用停止請求を認める
  - 不開示部分については、訂正請求・利用停止請求の権利が及ばない仕組み
  - 不開示の範囲が拡大すると、開示を受ける権利以外の権利も縮小していくことになる
- 条例では、開示請求により開示された個人情報であるか否かを問わずに、訂正請求や利用停止請求を認めるものもある



# 情報公開条例との関係

- 国の法制は、情報公開法と改正個人情報保護法の不開示規定は同じ類型で、権利行使者の違いに対応した調整が行われている
- 条例は、情報公開条例と個人情報保護条例と異なる類型で不開示規定を整理していることもある
  - ⇒自治体によっては、改正法を受けて情報公開条例の不開示規定を国と同じ類型に原則改正するという対応を検討している
  - ⇒**情報公開条例の不開示規定も、情報公開法と異なる要件を定めている場合があるので、動向を注意する必要あり**

# 審議会の役割をどうするか？

- 改正法は、審議会への諮問として「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるとき」（法129条）と規定
- 例示として
  - 定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合
  - 地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合
  - 法施行条例の改正（法に委任規定のあるもの等）に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

# 審議会の役割をどうするか？

- 許容されない場合として
  - いわゆる「オンライン結合制限」や目的外利用制限などに関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、典型的に審議会等への諮問を行うべき旨を法施行条例で定めることは認められません
- 個人情報の取扱いに係る個別の規制への関与は否定、それ以外は否定していないということと理解するのが妥当

# 審議会の仕事

- 諮問⇒答申という範疇で追加的にできそうなこと
  - 行政機関匿名加工情報の提供可否の判断に当たっての事前諮問（都道府県と政令市、その例外の市区町村で導入する場合）
  - 個人情報を取り扱う情報システムの導入に当たっての事前審議・点検・検討（報告でもよいかも）
  - 一定規模の個人情報を取り扱う事務・業務の外部委託の際の事前審議（報告でもよいかも）
- 報告としてできそうなこと
  - 新たな個人情報ファイル（個人情報取扱事務登録）の報告
  - 目的外利用・外部提供の報告
  - 個人情報の漏えい等事案の報告（現に1人以上の事案で行っている自治体もある）

# 自治体の情報システムの標準化

- 例えば、これまでに導入された新型コロナ対応の情報システム
  - **HER-SYS**
  - **VRS**
  - **V-SYS**
- いずれも、国が設計・構築した情報システムを自治体を利用するが、国として個人情報を取り扱わないシステム
- 国としてこれらのシステムにおける個人情報の取扱いについて「法令等その他各種ガイドライン・指針等との適法性、適正性及び適合性について検証ないし点検、評価を行った内容」に関する文書は存在しなかった



# 目的外利用・外部提供の状況

- 行政機関個人情報保護法の施行状況調査では、個人情報ファイルの目的外利用・外部提供の概況については、年次報告で公表している
- 総務省⇒個人情報保護委員会に所管が変わるので、施行状況調査でこれを行うかは不明
- 条例では行政裁量的な目的外利用・外部提供は審議会諮問案件、それ以外は①何もしていない、②経常的ではない個別判断の場合は登録・審議会に報告の仕組みを設けている場合がある

# 情報連携やデータ利活用の影響

- 行政機関匿名加工情報や仮名加工情報によるデータ利用の拡大⇒個人が識別可能な状態で情報を利用するものではないので、特定個人への影響はないという前提
- ただし、データの利用による政策の決定・変更は、個人の権利利益に跳ね返るという構造になる
- データの利用の方法や政策議論での用い方、検証可能性など、個人情報保護の範囲ではない政策議論の質・倫理的問題も視野に入れる必要あり